

「新・人間裁判」の第14回口頭弁論・地裁前集会での決意表明を紹介します。



小樽に住む後藤正澄です。

私は余市町の隣町の古平町で生まれ、姉と二人兄弟の家族でした。中学卒業後、大工見習いで地元の建設会社で働きだし、7年間いました。しかし、会社の仕事が無くなり、解雇されました。その後、積丹町美国の土建会社で11年間働きました。

失業中に早朝に母の家から帰宅途中で居眠り運転で交通事故をおこし、電柱に激突して生死をさまよう大ケガをしました。その事故の後遺症は今も残っていて、右足と右ひじを傷めました。そこには今でも金具が入っていて、今年みたいに厳寒の冬には外を歩いていると痺れるくらいに腕が冷たくなります。ケガをした当時は、箸もろくに持てなかったため、ゴハンを食べるのもやっとで、次官をかけて食べていました。

入院中、病院代や生活費そして今後の生活のことが心配で、「どうなるんだろう…」と悩んでいました。そんな中、母の知り合いの共産党の町議さんが病院に来てくれて、「退院後の生活のこと一切を『生活と健康を守る会』と言う団体に相談してある」と。また、「病院代のことは、冬期講習を受けていた建設企業組合の共済保険に請求することも『守る会』に相談してある」と言われました。その町会議員さんは、私も良く知っていたし、信頼できる人のいう事だから、安心することができました。

2002年5月、病院代も全て支払いが終わり、退院後に住むところも小樽市に見つけてもらって、すぐに生活保護の申請をしました。申請をすると、すぐに市役所のケースワーカーが来て、「仕事ができるだろう。探みなさい」と言われました。退院はしましたが、金具が入っている利き腕の右腕は力が入らないし、仕事に就きたい気持ちは一杯でしたが、到底無理でした。「そんなこともわからないで、ムリなことを言うんだな」と悔しい思いをしました。

小樽の協会病院で一ヶ月間のリハビリを行う中、右腕に少しずつ力が入るようになり、ご飯もまともに食べられるようになっていきました。当時50代前半でしたから、就労指導は当然やってきましたが、以前のような土木建築業について、毎日働く自信は体力的にもムリでしたから、少しでも働こうと思って、新聞配達とかやれると思った仕事には何でもやるようにしてきました。働くたびに役所に収入申告を出しています。

毎日の生活は大変です。買い物にしても、「食べ物はこの店が何時から安くなるから」という情報をみんなから聞いて、その時間に買いに行きます。肉より魚が好きですから、サシミなんかでも安くなったのを探します。野菜は高いからあまり買いませんが、コンビニからパック野菜を買って食べています。衣類はもらったりしていますが、さすがに下着は自分で買いますが、セール品などを例えば靴下は99円均一の物などを買っています。

2014年からは冬季加算が減らされたために、ほとんど灯油代に回ってしまうので、冬のコート類等衣類はバザーで見つけるようにしています。新聞配達をしているために、靴は年3回以上買い替えます。冬の靴が大変です。収入が1万5000～2万5000円の範囲のため、勤労控除が1万5000～1万6000円までです。靴は必要だけ経費控除の対象となりません。

2013年度からの生活保護費の引き下げで、5月から9月までの生活扶助費は7万2450円、10月から4月までの冬期間は8万4990円、それに勤労控除の1万5～6千円では、どんなに努力しても普通の人みたいな生活はとってできません。

たまには古平の母親に親孝行らしいことをしてやりたいと思っても、顔を見せに行くことくらいのことしかできません。それすらバス代を考えると大変です。

こんな実態を、この裁判でしっかりと訴えたいと思うし、まともな普通の人間らしい生活をできるようにしたいと思います。

みなさん、一緒に頑張りましょう。